



14 浮舟図・花鳥図 土佐光成 三幅対

絹本着色 江戸時代(十七〜十八世紀)
本紙一〇三・三×四二・五

土佐光成(一六四六〜一七一〇)は、父光起の後を受けて宮廷絵所預となり、内裏や仙洞御所の画事にもたずさわった。本図中幅には「従五位下藤原光成筆」、左右幅には「土佐刑部権大輔筆」の落款と、それぞれに「光成之印」の白文方印が捺されている。これにより、本図は光成が従五位下に叙せられ、さらに刑部権大輔任じられた元禄九年(一六九六)六月二十九日以降、没年(宝永七年一七一〇)までの晩年期の作と考えられる。

本作は、中央に『源氏物語』の「浮舟図」を、右には「梅に小鳥図」(小鳥はヒヨドリか)、左には「芙蓉竹に小鳥図」(小鳥はヒバリ、オオルりに類似)を配する。光成らしく、かつちりとしたやまと絵の部分と、水墨あるいは漢画風にあっさりとした描く部分が融合した作品である。

主題の異なる絵を取り合わせて三幅対、五幅対とすることは、江戸時代に入ってそのバリエーションが広がったようである。江戸前期の狩野派が、漢画の主題の左右に吉祥的な意味を含む花鳥図を組み合わせて三幅対に仕立てている例は少なくない。しかし、本作のように、大和絵を主題にしたものに別の主題(花鳥、風景などの絵を取り合わせて三幅対、五幅対などとしていた)は、表の場で用いられる漢画主題の三幅対からさらに発展したもので、おそらくは女性の住まいである奥向きのものと考えられる。この点も江戸時代の特徴と言えよう。

- ・各展覧会図録中，作品名や作者，制作年などの表記は，図録発行当時のものです。
- ・三の丸尚蔵館の展覧会図録の著作権はすべて宮内庁に属し，本ファイルを改変，再配布するなどの行為は有償・無償を問わずできません。
- ・三の丸尚蔵館の展覧会図録（PDF ファイル）に掲載された文章や図版を利用する場合は，書籍と同様に出版・放送・ウェブサイト・研究資料などに使用する場合は，宮内庁ホームページに記載している「三の丸尚蔵館収蔵作品等の写真使用について」のとおり手続きを行ってください。なお，図版を営利目的の販売品や広告，また個人的な目的等で使用することはできません。

江戸の美意識 ― 絵画意匠の伝統と展開

三の丸尚蔵館展覧会図録 No. 28

編集 宮内庁三の丸尚蔵館

制作 株式会社 東京美術

翻訳 横溝廣子

発行 宮内庁

平成十四年三月二十六日発行

©2002. Museum of the Imperial Collections